

宮労発基 0529 第 4 号

令和 7 年 5 月 29 日

関係団体の長 殿

宮 城 労 働 局 長

(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます

さて、先般、令和 7 年 5 月 1 日付け宮労発基 0501 第 6 号をもって、熱中症防止対策にかかる労働安全衛生規則の改正及び令和 7 年 6 月 1 日から施行についてお知らせしたところですが、このたび、令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号をもって厚生労働省労働基準局長より改正省令の施行通達が添付のとおり示されましたので、了知いただくとともに、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力をお願いします。

特に、熱中症対策の重点項目である、

- ・ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
 - ・ 熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと
 - ・ 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師の意見を踏まえた配慮を行うこと
- についての周知を徹底願います。

なお、当施行通達は、以下に掲載されていますので、お知らせいたします。
厚生労働省ホームページ

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html

